

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【会社名】	株式会社メディビックグループ
【英訳名】	MediBic Group
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 喜多見 浩次
【本店の所在の場所】	東京都港区芝1丁目7番5号 ロート東京ビル
【電話番号】	03-5439-9691
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 疋田 賢司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝1丁目7番5号 ロート東京ビル
【電話番号】	03-5439-9691
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 疋田 賢司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 84,960,800円 新株予約権証券 26,350,000円 新株予約権証券の行使に際し払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 2,100,350,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権 者その権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を 消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金 額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	348,200株	1単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成27年2月12日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	348,200株	84,960,800	42,480,400
一般募集			
計(総発行株式)	348,200株	84,960,800	42,480,400

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、42,480,400円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
244	122	100株	平成27年3月2日(月)		平成27年3月2日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メディックグループ 管理本部	東京都港区芝1丁目7番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店	東京都港区新橋2丁目12番11号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	85,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	26,350,000円
発行価格	1個につき310円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月2日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メディックグループ 管理本部
払込期日	平成27年3月2日(月)
割当日	平成27年3月2日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店 東京都港区新橋2丁目12-11

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社メディックグループ(以下「当社」といいます。)第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、平成27年2月12日(木)開催の当社取締役会決議において決議されております。
2. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社メディックグループ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降遅やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、244円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式の中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,100,350,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年3月2日（本新株予約権の払込完了後）から平成29年3月1日（但し、平成29年3月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社メディビックグループ 管理本部 東京都港区芝1丁目7番5号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店 東京都港区新橋2丁目12番11号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金310円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものいたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
2. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 3. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。
 4. その他
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,185,310,800	42,674,000	2,142,636,800

(注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の84,960,800円に、新株予約権の発行価額の総額26,350,000円と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の2,074,000,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社ジンダイ(東京都千代田区神田美土代町3番4号 代表取締役 嶋硝岩邦治)及び株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)に対する、割当先調査費用500千円、登録免許税として7,650千円、独立委員会の組成費用 3,000千円、その他諸経費(司法書士報酬、信託手数料、書類作成費用等)として5,024千円、株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)に対する新株予約権の算定費用1,500千円、株式会社ローカルイオン(代表者:代表取締役八巻圭介 住所:東京都港区六本木5丁目18番19号)に対する本資金調達アドバイザー費用25,000千円等の合計42,674千円を予定しております。

4. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支払予定時期
バイオバンク施設の設立に係る費用	1,842	平成27年4月～平成30年12月
細胞医療製品の製造および品質試験に係る費用	300	平成27年4月～平成29年12月

バイオバンク施設の設立に係る費用: 1,842百万円

東日本大震災以来、各研究機関や大学病院では非常時対応として、組織・細胞・DNA等生体サンプルの外部保管に対するニーズが高まりつつあります。また、昨今では、DNAの解析コストが大幅にダウンしたことにより、手軽に各個人や動物生体のDNAを解析することが可能になってきました。そのため、バイオメディカル分野以外の企業がバイオバンク事業に参入を表明していますが、いまだ大規模かつ低コストのサービスを提供している企業が無いのが現状です。

当社グループでは、創業以来遺伝子事業分野において遺伝子解析および検体管理ビジネスを行っており、ISO9001承認の取得や「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施基準(GLP省令)」準拠での品質・セキュリティを確保した運営を行ってきました。さらには、「動物用医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP省令)」に則った細胞製剤の分離・培養技術および製造・保管工程を確立し、運営しています。このような標準化に準拠した保管・運営を行っている企業は、日本では未だ稀有な存在です。

当社グループでは、既にヒトにおけるDNA検体保管を神戸のラボにおいて行っていますが、今後大規模なヒトや産業動物・伴侶動物に関するバイオバンクを構築することで、DNAを含む細胞や組織などの様々な種類の生体サンプルの保管をさらに進め、関連する医療情報・健康情報と併せて解析することで、疾患原因の解明、新たな医薬品・治療方法の開発に繋がるサービスを拡大していきます。また、これまで以上に、品質やセキュリティをより高く維持する施設を構築することで、ヒトおよび伴侶動物・産業動物における生命に関わる生殖細胞や、細胞製剤用の細胞などが扱えるようになり、これまでの顧客である研究機関・大学病院、創業企業はもとより、ヒト以外の産業・伴侶動物分野からの精子や卵子などの生殖細胞の保管や、臍帯組織の保管などの新たなニーズへの対応を行っていきます。

施設の本格稼働は平成30年を予定しており、その構築のため平成27年4月から平成30年12月までに総額1,842百万円[以下(a)+(b)+(c)]を充当する予定であります。バイオバンクは、災害・セキュリティ、長期安定性の確保の観点から、既存施設の転用や活用が困難な為、自社で土地や建物を保有・運営する場合も想定したうえで総額を見積もっております。(a)新株式発行による調達資金85百万円を用いて、自社での保有または賃借の可能性などの調査を開始し、最適な設備形態の評価、土地・建物の詳細設計および新株予約権が未行使時の代案策

定・評価を行います。その後、本新株予約権発行及び本新株予約権行使による資金調達資金にて土地購入で最大515百万円、施設建築で最大600百万円の充當を想定しています。なお、賃借物件の利用を優先し、支出の圧縮を目指していきます。賃借利用により支出圧縮が実現可能な場合で、予約権が未行使の場合は、当社で新株予約権の取得を実施予定です。また、予約権が行使済みの場合は、優先順位に従い中・低優先の資金使途に調達資金は充當し、土地購入等に充當されないなど余剰資金調が発生した場合は、動物用バンキングの施設拡充(動物種の拡充・および機材材の拡充)に充當いたします。

ハード・施設内では、ヒトおよび産業動物・伴侶動物の生体サンプルを扱います。薬や毒物に対する感受性は生物種により異なり、未知の感染症等への対策から、ヒト用と動物用は厳密に分離して維持・運営を行います。また、倫理性の高い細胞やDNAなど、他の商業施設では保管が困難なサンプルも積極的に扱っていきます。ヒトのバイオバンクの精密・分析機器や匿名化システム、トレーサビリティシステムとして(b)450百万円を充當し、一方動物用のバイオバンクの精密・分析機器として、(c)192百万円を充當していきます。ヒト用のバイオバンクのほうが、動物用より、より品質や匿名性へのニーズが高いため、資金繰りを考慮の上、まずはヒト用を優先に構築を進めていきます。なお、予約権の行使が進まない場合を想定し、動物用のバイオバンクは低優先で対応します。さらに、ヒト用の使途資金の調達が困難な場合については、新株式発行の調達資金を充當して検討する詳細設計にて、調達困難な場合の代案についても検討・評価を行うため、調達資金内での代案実施を行うなどの対処をします。

バイオバンクの営業は、平成31年より開始予定で、開始初年度でヒト用で255百万円、動物用で150百万円の売上を目指します。

なお詳細につきましては、第三部(追完情報)に記載の3(設備投資等の概要)(1)重要な設備の新設等をご覧ください。

細胞医療製品の製造および品質試験に係る費用：300百万円

本項目については、当社から当社グループのアニマルステムセル社に貸付で実行しますが、アニマルステムセル社では、再生医療事業分野として、「伴侶動物における同種脂肪由来間葉系幹細胞移植」治験を進めております。この治験は農林水産省による「動物用医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP省令)」に則り行われている、国内初の幹細胞を用いた治験であり、現在450の全国の動物病院にて実施しております。細胞医療製品については、その実用化に向けて、法規の整備や審査体制の充実強化が進められており、事業を後押しする環境が整いつつあります。

今後、当社グループにて作成している幹細胞の製造工程および品質試験の精度を医薬品準拠となるよう整備していき、細胞医療製品としての品質が担保できるシステムの構築として、平成27年4月から平成29年12月までに総額300百万円[以下(a)+(b)]を充当する予定であります。その詳細として、まず、幹細胞の製造工程を医薬品準拠に向上させるため、機器バージョンアップおよび作業員による作業プロセスの改善費用として、平成27年4月から平成28年7月までに(a)220百万円を充当する予定であります。細胞医療製品には、その加工製品化に関して「再生医療推進法」の成立「再生医療等安全性確保法」の施行および「薬事法」の一部改正などガイドラインの整備が進んでいる為、機器や作業プロセスを改善して、ガイドラインに準拠した原材料の管理や加工工程の基準を確立していきます。また、品質・安全性の確保費用として、毒性試験や造腫瘍性試験の外注を実施するため、平成28年4月から平成29年12月までに(b)80百万円を充当する予定であります

なお、新株予約権の行使が進まずに調達資金が本使途額に満たない場合は、医薬品としての開発は困難となることから、研究開発試薬などの自己資金内での販売方法を模索していきます。

既基礎研究の成果をもとに、疾患の新たな治療法を開発を目指して、ヒトへの臨床応用を実現することを、トランスレーショナル・リサーチ(橋渡し研究)といいますが、通常の開発工程ではラットやマウスなど、疾患モデル動物において基礎的なデータを構築し、臨床応用を目指します。疾患モデル動物は、人工的に作成された病気のモデルであるため、ヒトとは病態や病理がかけ離れており、開発や評価に時間を要し、途中で開発を断念する確率が高いのが現状です。当社グループが行っている犬の治験は、生活の中で発症した自然病態(人工的に作成された「人工疾患モデル」に対して、「自然病態モデル」といいます)にて実施しており、また治験という決められたルールのもとデータが収集されているため、通常の開発工程よりヒトの疾患との類似性が高く、開発工程の短縮化とリスクの軽減が期待できます。当社では自然病態モデルでの開発を手掛けることで、開発のリスクを減らし、より早いサイクルで幹細胞など細胞製剤の製品化を自社および創薬企業と連携して目指していきます。

売上の確保は平成29年を目標としており、再生医療や細胞製剤領域への参入を表明している創薬企業をターゲットとし現在提案を開始しており、製剤化を行う上での細胞培養工程、保存搬送工程、自然病態モデルによる治験データ等をライセンスアウトします。具体的にはライセンスアウトのイニシャル(ライセンスアウトによる一時金)として約200百万円を収益目標とし、受託開発(ライセンスを創薬として開発するための開発費)事業として約200百万円の収益を見込み、早期の投資回収を目指します。製薬企業では、本ライセンスを活用して幹細胞製品としての商品化を目指しますが、商品化後にはライセンス先からのロイヤリティ収入を平成30年からの目標とし、中長期的には収益の安定化、長期化も目指していきます。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社グループの銀行口座にて資金は管理いたします。

(注) 上記資金使途の金額は、本日決議の第三者割当新株予約権の発行費用と合算したものを記載しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス

名称	株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス	
本店の所在地	東京都港区六本木1丁目6番1号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 佐野 敦彦	
資本金	60百万円	
事業の内容	ファイナンス事業	
主たる出資者及び出資比率	UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED	100.00%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。該当事項はありません。 今後、提出者の扱う遺伝子検査サービス等を、割当予定先のネットワークを通じて販売する予定があります。

a．割当予定先の概要

ロート製薬株式会社（東証1部：4527）

名称	ロート製薬株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市生野区巽西1丁目8番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月25日 第78期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 四半期報告書 平成26年11月13日 第79期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 四半期報告書 平成26年8月8日 第79期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	同社は、平成26年3月17日第三者割当にて当社の新株式850,000株を取得し、当社株式2.93%を保有しております。（平成27年12月31日現在）
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要

株式会社フォーシス アンド カンパニー

名称	株式会社フォーシス アンド カンパニー
本店の所在地	東京都渋谷区神宮6丁目25番4号

代表者の役職及び氏名	代表取締役 太田 清五郎
資本金	50百万円
事業の内容	婚礼衣装の企画・制作・販売
主たる出資者及び出資比率	株式会社コンサバテヴホールディングス 100.00%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。 今後、当社連結子会社である株式会社アニマルステムセルと再生医事業に関する業務の協業を予定しております。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて厳しい状況にあるとの認識であります。当社グループが置かれた状況を勘案いたしますと、早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業務拡大が必要不可欠であり、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株式及び新株予約権の第三者割当による資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当予定先を選定するため、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありませんが、フィナンシャル・アドバイザーとして当社グループと以前から取引のあった株式会社ローカルイオン(代表者:代表取締役 八巻圭介 住所:東京都港区六本木5-18-19-207)に当社の増資引受先の紹介を依頼し、UNIVA CAPITAL HOLDINGS 傘下の、UNIVA Health Limitedと交渉してまいりました。

当該交渉の過程で、先方より海外企業であるUNIVA Health Limitedよりも同社のグループ企業である国内企業のV株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス(以下ユニヴァ社という。)の引受の方がより円滑に予約権行使が行えること等により、最終割当予定先がユニヴァ社となりました。

ユニヴァ社以外の割当予定先の選定につきましては、ユニヴァ社1社での資金調達額では、事業の進捗に限界が有るため、より多くの資金調達が必要であり、ユニヴァ社以外の割当予定先を見つける必要がありました。

そこで本資金調達を実施するに当たり、当社の事業内容及び今後の事業方針に対する理解と賛同を得られるか、また、既存株主の株式価値の希薄化への配慮の観点から、本新株式と本新株予約権とを合わせて引受けていただけるか、という基準で、割当予定先を探してまいりました。

a. 割当予定先の概要

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス

割当予定先のユニヴァ社につきましては、そのグループ企業を含め健康支援事業として、健康維持に役立つ製品をダイレクト販売システムにより会員制で直接販売する仕組みを構築され、約150カ国でのグローバル事業を展開されています。同社の「一人でも多くの方の健康に貢献する」という健康支援事業は、当社の事業展開との親和性も高く、両社の強みを生かした事業展開で、双方の企業価値向上に繋がるものと判断いたしました。

上記実績等を確認する中、株式会社ローカルイオン社を介し、まず、UNIVA Health Limitedとのコンタクトを図り、同社のグループ会社であるユニヴァ社へ割当予定先を変更しました。当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、また当社グループとユニヴァ社のグループ会社による事業展開の検討を重ねたうえで、今後当社の遺伝子検査サービス事業を同社グループの販売システムを利用して展開することで、双方の売上が見込めると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

ロート製薬株式会社

割当予定先のロート製薬株式会社(以下「ロート社」といいます。)につきましては、平成26年3月に第三者割当による新株式発行にて850,000株を発行しましたとあり、すでに当社の再生医療事業へのご理解賜り資本提携を頂いており、かつ長年医療・健康分野で製造・販売事業を推進されておりますロート社を割当予定先と選定することは、当社の企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

ロート社は、既に再生医療分野に本格進出されており、幹細胞の実用化を目指している点が、当社との親和性が高いと判断いたしました。

当社はすでに出資を頂いているロート社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株式及び新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただき、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

株式会社フォーシス アンド カンパニー

割当予定先の株式会社フォーシスアンドカンパニー社(以下「フォーシス社」といいます。)につきましては、婚礼衣装の企画・販売事業や婚礼情報サイトの運営事業を行っております。

当社取締役が従前より知己であったフォーシス社の代表者に対し、当社事業の紹介、当社の今後の事業展開を平成26年11月頃に行ったところ、フォーシス社が今後は事業拡大として、既存事業の顧客に対して、美容・医療領域での多角的な事業拡張を行いたいとの意向があり、特に競合他社との差別化として、当社が手掛ける

遺伝子検査技術や、再生医療技術を用いてのサービス展開について、協業する事が出来ないかと当社取締役を介して打診を受け、平成26年12月から、協業での事業展開に向けて協議してまいりました。

同社が手掛ける婚礼事業では、若い男女を顧客としており、またサービスの提供では、全国に店舗拠点のネットワークを既に構築しております。当社としては、この顧客層および店舗拠点を活用しての、事業連携を行うことで、新たな層への営業活動が即座に開始できることから、今後の事業展開を見据え、同社を割当予定先とすることは当社の売上増および販売網拡充のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

以上から当社は、上述の各社を割当予定先として選定することが、当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。割当予定先の3社は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入及び社債による資金調達は、当社が連続して損失を計上している財務状態により金融機関の与信や、出資者側の理解を得ることが難しい状況であり、利息等の借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況です。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社の状況を踏まえ直接金融の資本性の調達に依拠せざるを得ない状況であります。

そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、今後の事業展開において、今後の当社グループの協業予定先でもある割当予定先と連携し、当該事業の進捗状況に合わせて資金調達ができること、昨今の相場環境を鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の 公募増資及び株主割当増資、 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行、 ライツ・オフアリング 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を組み合わせた資金調達、 全て第三者割当による新株式で調達した場合または、全て第三者割当による新株予約権の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、調達に要する時間及び事務手数料や通信コスト等募集に係るコストも第三者割当による株式の発行より割高であるうえ、新株予約権の行使を待つまでもなく即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断いたしました。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一度に多額な資金を得ることが可能で有るものの、当該事業の収益が上がっても、市場等何らかの要因で当社株価が上昇せず、株式への転換が進まない場合、一般的な長期借入金の長期での返済期間と異なり、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を圧迫する恐れがあります。

また、当社は、実際のCB引受先を模索し、いくつかの引受先候補に打診いたしましたが、当社が連続して損失計上していること及び現在の財務状況では引受先の決定までには至りませんでした。

ライツ・オフアリングは、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。

コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており行うことができません。

第三者割当新株式及び第三者割当新株予約権は、新株式の発行により初期に一定の資金を調達し、残りの調達を新株予約権にすることで一度に大幅な希薄化を引き起こすのではなく、希薄化を複数回に分かれた段階的なものとする事で、市場へのインパクトを薄めることとなります。

全て第三者割当新株式で調達または、全て第三者割当新株予約権で調達した場合には、全て新株式により調達を行うには、調達金額も大きいため、全て新株で調達することに同意する引受者を見つけることができず、現実的には行うことは難しいと判断いたしました。また、全てを新株予約権とした場合は、初期段階のコスト確保も確定的では無く、また現状の手元資金からの捻出も困難な状況であり、事業開始時期に支障を来す場合があり、難しいと判断いたしました。

上記を総合的に検討した結果、上記 と に記載のとおり、当初全額が払込まれる第三者割当による調達手法においては、当社の財務状況等の理由から、引受先が見つかりませんでした。

また、バイオバンク設立及び細胞医療製品に関しては、本新株予約権行使が進まず、調達金額が少なくなってしまった場合、代案の検討及び自己資金内での開発を模索することとします。

今回の割当予定先は、今後、当社との協業を念頭において引受けを頂いており、予約権の行使については、当社の事業の進捗及び資金ニーズに出来る限り沿う形で行使を進める旨、口頭にて合意しており、且つ、当該事業の進捗は、割当予定先が有する顧客に対しても有益であり、割当予定先の業績にも寄与するものであると判断頂いております。

これらの理由から、当社の財務状況等の現状を踏まえると、バイオバンク設立に係る調査費用を新株発行により調達した上で、残りを予約権の発行・行使により調達する手法が、最善であると判断し、また、割当予定先から当社の財務状況、事業の進捗状況を鑑み、新株のみでの引受は難しく、新株式と新株予約権併用の申し出を受け、協議を重ねた結果、その発行及び割合を決議いたしました。

今回の新株発行による調達資金85百万円を用いて、バイオバンクの設立に向けて、自社での保有または賃借の可能性などの調査を開始し、最適な設備形態の評価を行います。その後、予約権の発行による資金調達、および行使による調達資金を用いて、具体的な場所の選定・建物の安全性、セキュリティの構築・運営など、これまで当社で蓄積したノウハウと技術を集約した土地購入・施設建築・ハードの構築への充当を想定しております。また、再生医療製品の製造および品質試験についても、予約権の行使による調達資金を用いて、医薬品準拠の製造工程の確立及び品質・安全性試験への充当を想定しており、当社の当面の継続的な設備拡充資金及び研究開発資金を調達したいというニーズを充足し得るものであります。

新株予約権につきましては、当社の現状に則した資金調達方法と判断しておりますが、市場環境に応じて行使完了までには一定の期間が必要となること、株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること、割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえること、第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することができないこと等のデメリットが存在するため、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、事業縮小・既存事業の拡充による代案の実行や、医薬品としての開発から研究開発試薬への目的変更により、自己資金内での開発模索などを行う場合があります。

今回の割当予定先に対する本新株式の発行による資金調達方法は、本新株式の発行による払い込みにより当社の当面の資金需要に対処することができ、本新株予約権による当社の資金ニーズ及び事業展開に応じた資本増強を充足し得るものであり、今後の設備投資が当社の業績に大きく寄与する可能性があることから、株式の希薄化を加味しても現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

d . 割り当てようとする株式の数

名称	株式数
株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス	新株式 204,900株 新株予約権 50,000個（その目的となる株式5,000,000株）
ロート製薬株式会社	新株式 81,900株 新株予約権 20,000個（その目的となる株式2,000,000株）
株式会社フォーシスアンドカンパニー	新株式 61,400株 株予約権 15,000個（その目的となる株式1,500,000株）
合 計	新株式 348,200株 新株予約権 85,000個（その目的となる株式8,500,000株）

e．株券等の保有方針

当社は、本第三者割当増資により発行される株式及び新株予約権について、割当予定先が当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、割当予定先である3社は、当社の本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに新株予約権の権利行使のためにより取得する株式について純投資では無く、当社との今後の協業及び当社の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で今後割当予定先と当社グループとの協業を実現させ、双方の業績並びに企業価値の向上を目指し、当社本新株式及び本新株予約権並びに本新株予約権行使後に取得した株式の中長期保有を行う方針であることを口頭にて確認しております。

なお、中長期保有のため新株予約権につきましても譲渡しない方針であることを口頭で確認しております。

また、すべての引受先ともが発行日より2年以内に交付される当社株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス

割当予定先のユニヴァ社につきましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株式の発行及び本新株予約権の発行にかかる資金は自己資金での確保、本新株予約権の権利行使のための資金は、ユニヴァグループ内で必要となる資金の確保しており、支障がない旨の説明を受けております。

また、当社は、新株式及び新株予約権の発行についての資金に関し、同社の金融機関における十分な預金残高証明及び平成26年8月期の決算書の提出を受け確認いたしました。

なお、新株予約権行使についての資金につきましては、ユニヴァ社の同一資本系列グループ会社であるUNIVA Health Limited（ユニヴァ社の親会社であるUNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITEDの100%子会社 住所 P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands代表者 CEO 稲葉 秀二）より借入を行う旨の契約書を確認したことにより、割当予定先及びユニヴァグループとして本新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。

なお、ご参考までにユニヴァ社の親会社であるUNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITEDの概要は次のとおりです

UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITEDの概要

名称	UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED
本店の所在地	Suites 2202-04, Tower 6, The Gateway, Harbour City, 9 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
代表者の役職及び氏名	CEO 稲葉 秀二
事業の内容	投資業
資本金	468百万HKD
設立年月日	平成20年12月12日
発行済株式数	4,680,000,001株
決算期	8月31日
従業員人数	0人
主要取引先	UNIVA CAPITAL Hong Kong Limited
主要取引銀行	STANARD CHARTED BANK LIMITED
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
当事会社間関係	該当事項はありません。

名称	UNIVA Health Limited
本店の所在地	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
代表者の役職及び氏名	CEO 稲葉 秀二
事業の内容	投資事業、健康食品原料の研究開発・製造販売
資本金	USD 60,000,001
設立年月日	平成20年7月 8日
発行済株式数	810,200 株
決算期	8月 31日
従業員人数	0人
主要取引先	UNIVA CAPITAL INVESTMENTS, Inc.
主要取引銀行	STANARD CHARTED BANK LIMITED
大株主及び株比率	UNIVA CAPITAL HOLDINGS LIMITED 100.00%
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
当事会社間の関係	該当事項はありません。

ロート製薬株式会社

割当予定先のロート社につきましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに新株予約権の権利行使のために自己資金で必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受けております。

また当社は、同社が平成26年11月13日付で関東財務局長宛に提出した四半期報告書により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

株式会社フォーシス アンド カンパニー

割当予定先のフォーシス社につきましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに新株予約権の権利行使のために自己資金で必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受けております。

また、当社としましては、同社の金融機関における十分な預金残高証明及び平成26年3月期の決算書の提出を受け、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額及び予約権発行の総額並びに新株予約権の行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

g. 割当予定先の実態

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス

割当予定先のユニヴァ社及びユニヴァグループ全社は、初接触時にユニヴァ社の代表取締役社長である佐野氏より反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要関係者及び関係会社(以下、「割当予定先等」と総称する。)が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼いたしました。同社は、ユニヴァ社を含むユニヴァグループ全社及び同グループ役員等が暴力団等の反社会勢力であるか否か、及び同勢力と何らかの関係性を有しているか否かについての調査は、公開情報等コンプライアンスを遵守した手法にて情報収集及び照会を行っております。

その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

ロート製薬株式会社

割当予定先のロート社については、株式会社東京証券取引所に上場していることから、東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」を確認し、上記各割当予定先、その役員及び主要株主が、暴力若しく威力も用いまたは詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「反社会的勢力」という)ではなく、かつ、反社会的勢力と何ら関係を有するものではないと判断しております。

株式会社フォーシス アンド カンパニー

割当予定先のフォーシス社は、初接触時にフォーシス社の代表取締役社長である太田氏より反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先及び割当予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社ジンダイ（東京都千代田区神田美土代町3番4号 代表取締役 焔硝岩邦治）に調査を依頼いたしました。同社は、フォーシス社及び同役員等が暴力団等の反社会勢力であるか否か、及び同勢力と何らかの関係性を有しているか否かについての調査は、公開情報等コンプライアンスを遵守した手法にて情報収集及び照会を行っております。

その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認し、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値（271円）を基準として、当該株価の10%ディスカウントした価格である244円と致しました。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

発行価額の決定に際し、直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。また、発行価額のディスカウント率を10%とした経緯と致しましては、割当予定先と協議する中で、割当予定先から平成26年12月期第3四半期決算短信の開示日である平成26年11月13日以降の株価推移を勘案して10%のディスカウントをしてほしい旨の要望がありました。

また、発行価額のディスカウント率を10%とした経緯と致しましては、以降の株価推移を勘案し、割当予定先と協議し、最終的に発行価額の交渉を行いました。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの割当先との協業を踏まえた成長戦略を重要視し、割当予定先からの申し入れを受け入れることとしました。

上記に加え、本新株式の払込金額の決定に際しては、直前営業日の株価を基準とし、ディスカウント率も日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）において定める価額の範囲内であると考えております。

よって、当社取締役会は、発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、割当予定先より本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を基準とし、10%のディスカウントの申し入れを受け入れたことは、合理的であること及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠していることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

以上のことから本新株式の払込金額の決定に際しては、直前営業日の株価が当社の企業価値を客観的に示していると判断しており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)において定める価額の範囲内であると考えております。

よって、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

当社監査役全員も、発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした株価等を勘案し、取締役の判断が既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであることを確認したうえで、当社取締役会において、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠していることや、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

なお、本株式の発行に関し、当社とこれまで取引の無い野本昌城氏(委員長・弁護士)、三好重臣氏(弁護士)、海野秀樹氏(弁護士)の3名に加え、当社子会社監査役である弘中徹氏(株式会社メディビック、株式会社メディビックファーマ、株式会社サイトクォリティー、株式会社アニマルステムセル、株式会社日本再生医療機構の社外監査役・弁護士)の4名による独立委員会(以下、「本独立委員会」という。)は、上記算定根拠、本株式発行に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした株価等を勘案し、取締役の判断が既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであることを確認したうえで、当社取締役会としては、直前営業日の株価が当社の企業価値を客観的に示していると判断しており、また、ディスカウント率の決定方法においても、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、本株式の発行価額が特に有利でなく、適法である旨の意見を述べ、その意見書を受領しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3-2-5 代表取締役社長野口真人 以下ブルーラス社という。）に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果を基準として、本新株予約権の発行価額について、算定結果と同額の1個当たり310円といたしました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価271円（平成27年2月10日の終値）、権利行使価額244円（平成27年2月10日の終値を基準として10%のディスカウントした価額）、ボラティリティ98.38%（平成27年2月から遡って2年間をもって算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.045%（評価基準日における2年物国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき310円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成27年2月10日）に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値271円におよそ0.9を乗じた金額である1株244円に決定いたしました。

行使価額の決定に際し、直前営業日の株価を採用した経緯につきましては、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、特段不安定な値動きもしておらず、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

また、行使価額のディスカウント率を10%とした経緯と致しましては、割当予定先と協議する中で、割当予定先から平成26年12月期第3四半期決算短信の開示日である平成26年11月13日以降の株価推移を勘案して10%のディスカウントをしてほしい旨の要望がありました。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの割当先との協業を踏まえた成長戦略を重要視し、割当予定先からの申し入れを受け入れることとしました。本新株式の発行価額と同様に、行使価額を決めるにあたり、株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討してまいりました。

なお、株式の流動性については、割当先は、随時権利行使を行うものとし、ただし、1度に行う権利行使の数は、1回あたり485個（48,500株）とし、行使して得た株式は一定量（1日当たり売買出来高の中央値の約10%）ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行うものとする前提を置いております。

上記ブルーラス社が評価算出した本新株予約権1個につき310円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

また、以上のことから、当社監査役全員は、本新株予約権の算定を、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していること及び割当予定先とも契約関係になく独立した立場であると認められたブルーラス社が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してブルーラス社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと監査役会として判断をする旨の意見を得ております。

本独立委員会も、ブルーラス社は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること、及び本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であることから、適用されたパラメーターの適切性・合理性等につき、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルーラス社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、不合理な点は無く、ブルーラス社評価書（以下「評価書」という。）における本新株予約権の評価単価の発行価額算定結果に依拠できるものと考えられること、また、ブルーラス社は、当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び本新株予約権に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で評価書を提出していると認められることから、評価書の作成自体については、公正性を疑わせる事情はないことを前提に、これらが適正かつ妥当であると判断し、本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により発行される株式は最大で8,848,200株であり(行使価額が調整された場合には、発行される株式数も変動いたします。)、平成27年2月12日現在の当社発行済株式総数29,059,820株に対し30.45%(平成26年12月31日現在の当社議決権個数290,585個に対しては30.45%)となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、今回の資金調達目的であるバイオバンク施設および再生医療事業分野への投資は、当社がこれまで培ってきた既存事業の遺伝子検査技術と細胞培養技術のさらなる発展が見込まれ、かつ安倍政権が推進する成長戦略の一つである医療分野の大きな柱であるバイオ・再生医療事業(2014年に成立した再生医療推進法に続き、薬事法改正案、再生医療安全性確保法案が閣議決定されております)であることから、急速な市場拡大が期待できる分野で優位なポジション(薬事法下で幹細胞の治験を行っているのは現時点では弊社のみであり、かつ新法へ早期に対処することで、既存事業での先行ポジションをより確実にできると考えております。)を確立する事になります。このタイミングでのバイオ・再生医療事業への投資は、継続的安定的に収益を計上する企業になるために欠かせない投資であり、当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えております。

また、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である3社とも全て、当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、今後当社グループとの協業を検討しており、今後の当社業績並びに企業価値の向上が期待でき、中長期の保有を行う方針であることを口頭にて確認していることから大規模な発行であっても、流通市場に与える影響は限定的と考えていることから、割当予定先3社に対して本新株式及び本新株予約権を発行することについても、合理的なものであると判断しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は係る目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値は向上すると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式により発行される株式の総数348,200株及び本新株予約権の目的である株式の総数8,500,000株を合わせた8,848,200株に係る割当議決権数は、88,482個となり、発行決議日現在の総議決権数290,585個に対ししめる割合が30.45%となります。従って、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の総議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,030,000	3.54%	1,030,000	3.50%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A	1,000,000	3.44%	1,000,000	3.40%
ロート製薬株式会社	大阪府大阪市生野区巽西1丁目8番1号	850,000	2.93%	931,900	3.17%
株式会社夢真ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	614,000	2.11%	614,000	2.09%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	363,000	1.25%	486,400	1.23%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	346,100	1.19%	363,000	1.18%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4番1号	298,800	1.03%	298,800	1.01%
株式会社夢テクノロジー	東京都品川区大崎1丁目20番3号	279,300	0.96%	279,300	0.95%
日野 洋一	東京都目黒区	279,300	0.96%	279,300	0.95%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	270,459	0.93%	279,300	0.92%
計		5,330,959	18.34%	5,412,859	18.41%

(注) 1. 平成26年12月31日現在の株主名簿を基準として、本新株式発行を勘案して記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日現在の発行済株式総数29,059,820株(総議決権数290,585個)に、ロートに割当てる予定の本新株式81,900株(議決権819個)、並びに、ユニヴァ社に割当てる予定の本新株式204,900株(議決権2,049個)、フォース社に割当てる予定の本新株式61,400株(議決権614個)を加えて算定しております。

本新株式の発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合
株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス	東京都港区六本木1丁目6番1号			5,204,900	13.73%
ロート製薬株式会社	大阪府大阪市生野区巽西1丁目8番1号	850,000	2.93%	2,931,900	7.73%
株式会社フォーシス アンド カンパニー	東京都渋谷区神宮6丁目25番4号			1,561,400	4.12%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,030,000	3.54%	1,030,000	2.72%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A	1,000,000	3.44%	1,000,000	2.64%
株式会社夢真ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	614,000	2.11%	614,000	1.62%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	363,000	1.26%	363,000	0.96%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	346,100	1.19%	346,100	0.91%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4番1号	298,000	1.03%	298,000	0.79%
株式会社夢テクノロジー	東京都品川区大崎1丁目20番3号	279,300	0.96%	279,300	0.74%
計		4,781,200	16.45%	13,630,900	35.96%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年12月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数348,200株（議決権3,482個）及び本新株予約権の目的となる株式の数8,500,000株（議決権85,000個）を加えた株式数によって算出しております。

3. 割当予定先であるロート社及びユニヴァ社並びにフォーシス社につきましては、当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、中長期の保有を行う方針であることを確認しております。また、割当予定先全社とも当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないことを表明しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による少数株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、個別化（テーラーメイド）医療・創薬の実現に向けて抗がん剤領域等で研究開発事業を行ってまいりましたが、10期連続で営業赤字を計上し、無配の状態が続いております。創薬事業では、多額の投資額となりますが、開発期間に発生する副作用等のリスクや薬剤申請・承認の時間管理など自社内でのコントロールが困難な要因が多いのが現状です。当社が手掛けるプロジェクトでも、開発初期段階では効能・効果やマーケット規模およびマーケットインパクトなどに期待がよせられ、多額のリスクマネーを投入してきましたが、副作用や治験時の想定外の事象で開発が難航しているのが実情で、開発初期の計画値（収益性や開発スケジュール）とは乖離した経営状況となっております。現在では、平成16年からスタートした膵臓がん領域のプロジェクトのみの開発が進捗しており、現在第三相試験（有効性・安全性の検証）を実施中ですが、患者数が少なく、また申請においては行政での審議時間のコントロールができずに製品化・黒字化の時期の不透明が長期化しております。

このような業績低迷に対し、平成25年より事業推進体制を一新し、事業の再生に向けて既存事業と新規事業の構成を再編のうえ、「遺伝子事業」「データ解析事業」「再生医療事業」の3事業にまとめました。これ以降、遺伝子検査キットの販売や、メディカルビッグデータ解析の提供に向けてのシステム会社との連携、平成25年9月に当社連結子会社の株式会社アニマルステムセル（以下、「アニマルステムセル社」といいます。）を完全子会社化して再生医療事業に参入するなどして、各事業を進めてまいりました。今回資金調達を行い、「遺伝子事業」と「再生医療事業」をさらに成長軌道に乗せるべく、事業拡充を目指します。

現在の当社グループを取り巻く環境としましては、政府が推進する医療分野の成長戦略の取り組みのもと、iPS細胞などによる「再生医療」の早期実現、ゲノムコホート研究（長期にわたって、特定地域や集団に属する人々を対象と

して、その遺伝形態と健康状態・生活習慣・環境状態との関連を調査する学術研究)、バイオバンク基盤整備などの取り組みが活発化しました。

再生医療事業を手掛けるアニマルステムセル社では、既に間葉系幹細胞(脂肪細胞、筋細胞、軟骨細胞などへの分化能を有する細胞で、骨や血管、心筋などの再生医療への応用が期待されている幹細胞)を用いた犬の脊髄損傷および重症肝炎患での治験を全国の動物病院にていち早く実施しており、その治療有効性に関するデータを蓄積している段階です。幹細胞の研究開発においては、国内外の大学や研究機関はもとより、次世代産業への期待から、既存・新規の研究開発機関および創薬企業が参入を表明しています。

今後、当社グループでは幹細胞関連分野および遺伝子・データ解析分野において、以下の有望な分野への進出が企業価値を高めるために必要だと判断いたしました。

そこで、本第三者割当増資による大規模な資金調達の実現により、「バイオバンク施設の設立」、および「細胞医療製品の製造および品質試験」を実施し、企業価値の向上を図っていくことと判断いたしました。

当該事業は、既に進めている遺伝子診断事業や幹細胞事業など既存事業の延長上にあるため、既存事業の付加価値向上と位置付けられます。

本新株式及び新株予約権の第三者割当による資金調達を選択した理由につきましては、この度の資金調達に際して、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融(銀行借入及び社債)による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況です。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の～の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資

公募増資及び株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、調達に要する時間及び事務手数料や通信コスト等募集に係るコストも第三者割当による株式の発行より割高であるうえ、新株予約権の行使を待つまでもなく即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断いたしました。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債(CB)

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一度に多額な資金を得ることが可能で有るものの、当該事業の収益が上がっても、市場等何らかの要因で当社株価が上昇せず、株式への転換が進まない場合、一般的な長期借入金の長期での返済期間と異なり、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を圧迫する恐れがあります。

また、当社は、実際のCB引受先を模索し、いくつかの引受先候補に打診いたしましたが、当社が連続して損失計上していること及び現在の財務状況では引受先の決定迄には至りませんでした。

ライツ・オフリングとの比較

ライツ・オフリングは、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。

コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近2年間において経常損失を計上しており行うことができません。

新株式及び新株予約権の併用

第三者割当新株式及び第三者割当新株予約権は、新株式の発行により初期に一定の資金を調達し、残りの調達を新株予約権にすることで一度に大幅な希薄化を引き起こすのではなく、希薄化を複数回に分かれた段階的なものとすることで、市場へのインパクトを薄めることとなります。

全て新株式で調達または、全て予約権調達

全て第三者割当新株式で調達または、全て第三者割当新株予約権で調達した場合につきましては、全て新株式により調達を行うには、調達金額も大きいと判断いたしました。また、全てを新株予約権とした場合は、初期段階のコスト確保も確定的ではなく、また現状の手元資金からの捻出も困難な状況であり、事業開始時期に支障を来す場合があり、難しいと判断いたしました。

本資金調達方法である新株式及び新株予約権の2種類の手法を併せて行うことにより、新株式の発行時の初期に一定の資金を調達し、残りの調達資金を新株予約権にすることで株式の希薄化を抑えることができます。

以上のことから当社は、新株式及び新株予約権による調達が現時点における最良の選択肢であると判断しました。

また、割当予定先から当社の財務状況、事業の進捗状況を鑑み、新株のみでの引受は難しく、新株式と新株予約権併用の申し出を受け、協議を重ねた結果、引受先と協議し、その発行及び割合を決議いたしました。

当社取締役会では、以上の状況を総合的に勘案し、本第三者割当は大規模な希薄化が生じることとなるものの、その資金使途を鑑みると、中長期的には、既存株主様の保有する株式の経済的価値を向上させるものであると判断し、本第三者割当の規模は合理的であるとの判断をいたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社とこれまで取引の無い野本昌城氏（委員長・弁護士）、三好重臣氏（弁護士）、海野秀樹氏（弁護士）の3名に加え、（株式会社メディック、株式会社メディックファーマ、株式会社サイトクォリティー及び株式会社アニマルステムセル）の社外監査役である弘中徹氏（弁護士）4名による独立委員会（以下、「本独立委員会」という。）に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が本独立委員会から平成27年2月12日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

（本独立委員会の意見の概要）

1 資金調達の目的及び資金使途の必要性・相当性

本件増資による調達資金は、バイオバンク施設の設定に係る費用として18億4200万円、細胞医療製品の製造及び品質試験に係る費用として3億円を使用することが予定されているが、この資金使途に関する貴社の説明及び貴社が提出した各種資料からすれば、バイオバンク施設の設定に係る費用及び細胞医療製品の製造および品質試験に係る費用についての資金使途は必要性及び相当性が認められると考える。

2 本件増資を選択した理由

現在の貴社の経営成績及び財政状態において、本件増資により調達しようとする程度の金額を貸付等のデットにより資金提供を行う先を探すことは現実的には困難であるといえ、エクイティによる資金調達を選択することは仕方がないと考える。

そして、上記の貴社の経営成績及び財政状態からして、公募増資、株主割当増資については、応募があるか懐疑的であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえる。コミットメント型ライツオファリングは、国内において事例が少なく事前準備に相応の時間を要する事や引受手数料等の発行コストの増大が予想される。また、ノンコミットメント型ライツオファリングについては、東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められているとおり、貴社は、最近2年間において経常損失を計上しており行うことができない。

以上の理由から、迅速かつ確実性が高い資金調達が可能な本件増資によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えられる。

3 調達方法の選択

貴社の資金需要からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも、迅速かつ確実な資金調達が可能である新株式の発行を行うことが望ましいが、現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易ではない状況においては、迅速に資金調達の機会を得ることを目的として、割当予定先の意向を汲むことも止むを得ない選択であるといえる。他方で、新株予約権の行使に一定の期間が生じるなどのデメリットはあるが、新株予約権の譲渡については、貴社の取締役会の承認を要するものとされており、また、一定の要件のもとに貴社に新株予約権の買戻請求権が付与され、割当先に対して新株予約権の行使を促すことができる構造になっていることを併せて考えれば、新株予約権の方法によることも相当性が認められると考える。

4 本件増資の割当先の選定

貴社の説明によれば、ユニヴァ社、ロート社及びフォーシス社の3社を割当先とすることは今後の貴社の事業展開に資することが認められることから、ユニヴァ社、ロート社及びフォーシス社の3社を割当先として新株式及び新株予約権を発行することは相当性が認められるものとする。

また、貴社の説明及び資料を前提とすれば、ユニヴァ社の割当先としての属性にも特に問題はない。

5 発行条件の相当性

(1) 本新株式

貴社は、本新株式の発行価額について、本件増資の決定に係る取締役会決議日の直前取引日の終値を基準として、当該株価のおよそ10%ディスカウントした価格に決定した。

日本証券業協会が新株式の引受販売を行う協会員(証券会社)向けの自主ルールとして制定した「第三者割り当て増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付、以下「日証協ルール」という。)においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されているが、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱われている。

本新株式の発行価額は、貴社において、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から10%ディスカウントされた金額に決定したものであるが、上記日証協ルールに沿っていることから、本新株式の発行価額は相当である。

また、上場企業の株価は原則として当該会社の企業価値を客観的に示していると判断されることから、本件増資の取締役会決議日の直前営業日の価格を本新株式の発行価額の基礎とすることは相当であり、また、そこからおよそ10%のディスカウントであれば、「特に有利な発行価額」には該当しない。

(2) 本新株予約権

ア 発行価額

貴社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーアス・コンサルティング(以下「ブルーアス社」という。)に依頼し、ブルーアス社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に上記評価結果を基に第6回新株予約権の1個当たりの払込金額を310円(1株当たり3.1円)とし、貴社は、上記評価結果を参考に、新株予約権の1個当たりの発行金額を310円(1株当たり3.1円)と決定した。

第三者評価機関であるブルーアス社は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はない。また、同社は、貴社と顧問契約関係にはなく、貴社及び貴社役員から独立していると認められるし、本新株予約権に関する割当予定先とも契約関係がなく独立した立場で評価書を提出していると認められ、その他当該評価書の公正性を疑わせる事情はない。

そして、同社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しているが、この算定は、前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても特段の不合理な点は見受けられない。

以上より、ブルーアス社の評価結果を基礎として貴社が決定した本新株予約権の発行価額は相当なものであり、「特に有利な発行価額」ではないと認めることができる。

イ 行使価額

貴社は、本新株予約権の行使価額について、本件増資の決定に係る取締役会決議日の直前取引日である平成27年2月10日の終値におよそ0.9を乗じた金額に決定した。この行使価額は、本新株式の発行価額と同額である。

貴社は、本新株予約権の行使価額については、新株式の発行価額と同様の考え方に基づいて、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値からおよそ10%ディスカウントした金額に決定している。

本新株式の発行価額のところで述べたとおり、上場企業の株価は原則として当該会社の企業価値を客観的に示していると判断されることから、本件増資の取締役会決議日の直前営業日の価格を本新株予約権の行使価額の基礎とすることは相当であり、また、貴社の成長戦略を重要視し、割当予定先と協議の結果、上記価格からおよそ10%程度のディスカウントすることも相当と考えられる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」である有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年2月12日）までの間において新たに発生した事業等のリスクは以下のとおりです。

また、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成27年2月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

4（事業等のリスク）

事業進捗の不確実性について

現在想定しております「バイオバンク施設の設立」における事業の展開について、今後法整備の進捗状況によっては、当社の予定するスケジュールと比べ大幅に進まなくなる可能性があります。

株式価値の希薄化及び株価の影響について

平成27年2月12日開催の当社取締役会において、株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス、ロート製薬株式会社及び株式会社フォーシスアンドカンパニーを割当先とする第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行を行うこと決議いたしました。

当社の平成27年2月12日現在の発行済株式総数は、29,059,820株であり、新株式及び第6回新株予約権の行使により、それぞれ348,200株（議決権の個数3,482個）及び8,500,000株（議決権の個数85,000個）の合計8,848,200株の新株式が発行されることになり、平成27年2月12日現在の発行済株式総数29,059,820株（議決権の数は290,585個）に対して30.45%（議決権の総数に対する割合は30.45%）の希薄化率となることから、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することとなり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、今回の資金調達により新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し事業拡大を行うことが、経営の安定及び当社の企業価値につながり、ひいては株式価値の向上につながると考え、株式価値の希薄化は合理的であると判断しております。

2. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」である有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日（平成27年2月12日）現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
(株)アニマルステムセル	未定	再生医療遺伝子	バイオバンク施設	1,842	-	増資	平成27年4月	平成30年12月	売上高規模4億円

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月12日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年3月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	136,794	735	0	(注) 1	可決 98.58
第2号議案 喜多見 浩次	71,488	67,011	0	(注) 2	可決 51.16
小野 稔	137,545	954	0		可決 98.43
疋田 賢司	137,523	976	0		可決 98.41
窪島 肇	137,528	971	0		可決 98.42
第3号議案 監査役1名選任の件 木内 孝胤	136,560	977	0	(注) 2	可決 98.40
第4号議案 会計監査人選任の件	137,471	1,036	0	(注) 3	可決 98.37

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年6月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該株主にかかる主要株主の氏名

主要株主でなくなるもの 株式会社リゾート&メディカル

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)	異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)
--------------------------------	--------------------------------

株式会社リゾート&メディカル	4,000,000(14.18%)	2,500,000(8.86%)
----------------	-------------------	------------------

- (注) 1. 上記の表における「総株主等の議決権に対する割合」は、当社の平成25年12月31日現在の議決権個数282,089個を基準としております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。
3. 株式会社リゾート&メディカルは、株式会社シーアンドメディカルと共同保有しております。

(3) 当該異動の年月日
平成26年5月23日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額 29億2,696万円
発行済株式数総数 26,254,720株

4. 最近の業績の概要

平成27年2月12日開催の取締役会において承認された平成26年12月期連結会計年度(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)の連結財務諸表は以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条第1項の規程に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	358,895	156,720
売掛金	35,075	259,025
営業投資有価証券	94,277	-
投資損失引当金	13,635	-
たな卸資産	21,660	9,667
未収入金	1,346	49,763
その他	22,716	18,765
貸倒引当金	11,340	22,685
流動資産合計	508,997	471,256
固定資産		
有形固定資産		
建物	679	1,119
減価償却累計額	493	603
建物(純額)	186	516
機械装置及び運搬具	84,785	123,635
減価償却累計額	12,474	46,618
機械装置及び運搬具(純額)	72,311	77,017
その他	55,119	65,243
減価償却累計額	35,430	41,586
その他(純額)	19,688	23,657
建設仮勘定	-	3,734
有形固定資産合計	92,185	104,925
無形固定資産		
のれん	324,586	256,252
その他	45,423	36,418
無形固定資産合計	370,009	292,670
投資その他の資産		
投資有価証券	0	123,920
その他	35,954	17,178
貸倒引当金	4,810	29,810
投資その他の資産合計	31,144	111,289
固定資産合計	493,340	508,885
資産合計	1,002,337	980,142

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,102	501
未払法人税等	10,108	29,530
1年内返済予定の長期借入金	2,084	2,113
その他	30,788	32,291
流動負債合計	47,084	64,436
固定負債		
長期借入金	6,139	4,026
繰延税金負債	-	2,895
固定負債合計	6,139	6,922
負債合計	53,223	71,358
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,775,655	2,926,955
資本剰余金	3,308,852	3,460,152
利益剰余金	5,126,902	5,483,553
株主資本合計	957,606	903,555
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,761	5,229
その他の包括利益累計額合計	8,761	5,229
新株予約権	229	-
少数株主持分	39	-
純資産合計	949,113	908,784
負債純資産合計	1,002,337	980,142

連結損益計算書

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)
売上高	230,735	346,308
売上原価	114,748	120,758
売上総利益	115,986	225,549
販売費及び一般管理費	350,564	500,409
営業損失()	234,577	274,859
営業外収益		
受取利息	48	2,644
助成金収入	1,374	2,974
その他	1,345	265
営業外収益合計	2,768	5,884
営業外費用		
支払利息	181	128
支払手数料	46,454	4,300
貸倒引当金繰入額	-	25,315
その他	2,429	6,132
営業外費用合計	49,065	35,876
経常損失()	280,874	304,851
特別利益		
関係会社株式売却益	-	977,336
固定資産売却益	-	3,981
新株予約権戻入益	6,540	-
特別利益合計	6,540	981,318
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	977,335
減損損失	1,361	13,071
固定資産廃棄損	-	433
固定資産売却損	-	9,696
投資有価証券評価損	-	8,044
特別調査費用	10,000	-
その他	-	1,900
特別損失合計	11,361	1,010,480
税金等調整前当期純損失()	285,696	334,013
法人税、住民税及び事業税	2,622	22,650
法人税等合計	2,622	22,650
少数株主損益調整前当期純損失()	288,318	356,664
少数株主損失()	3	13
当期純損失()	288,315	356,651

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
	少数株主損益調整前当期純損失()	288,318
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23,319	13,991
その他の包括利益合計	23,319	13,991
包括利益	264,998	342,673
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	264,995	342,659
少数株主に係る包括利益	3	13

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,346,667	2,879,864	4,838,586	387,945	32,081	32,081	9,815	33	365,713
当期変動額									
新株の発行	428,987	428,987		857,975					857,975
当期純損失()			288,315	288,315					288,315
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					23,319	23,319	9,585	6	13,739
当期変動額合計	428,987	428,987	288,315	569,660	23,319	23,319	9,585	6	583,400
当期末残高	2,775,655	3,308,852	5,126,902	957,606	8,761	8,761	229	39	949,113

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,775,655	3,308,852	5,126,902	957,606	8,761	8,761	229	39	949,113
当期変動額									
新株の発行	151,300	151,300		302,600					302,600
当期純損失()			356,651	356,651					356,651
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					13,991	13,991	229	39	13,722
当期変動額合計	151,300	151,300	356,651	54,051	13,991	13,991	229	39	40,328
当期末残高	2,926,955	3,460,152	5,483,553	903,555	5,229	5,229	-	-	908,784

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	285,696	334,013
減価償却費	27,502	61,121
減損損失	1,361	13,071
固定資産売却損益(は益)	-	5,714
固定資産除却損	-	433
のれん償却額	17,083	68,407
投資有価証券評価損益(は益)	-	8,044
投資事業組合等損益(は益)	-	1,700
関係会社株式売却損益(は益)	-	977,336
投資損失引当金の増減額(は減少)	29,884	12,669
貸倒引当金繰入額	-	977,335
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,340	36,345
受取利息	48	2,644
支払利息	181	128
支払手数料	46,454	-
為替差損益(は益)	1,158	1,055
新株予約権戻入益	6,540	-
売上債権の増減額(は増加)	21,793	223,949
たな卸資産の増減額(は増加)	1,654	11,993
営業投資有価証券の増減額(は増加)	70,037	88,535
仕入債務の増減額(は減少)	78	3,601
その他	102,578	40,923
小計	231,728	321,252
利息の受取額	48	1,421
利息の支払額	181	128
法人税等の支払額	2,234	2,865
営業活動によるキャッシュ・フロー	234,094	322,825
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,458	122,429
有形固定資産の売却による収入	-	1,700
無形固定資産の取得による支出	32,075	8,110
投資有価証券の取得による支出	-	50,000
関係会社株式の売却による支出	-	396
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	273,063	-
貸付けによる支出	50,000	-
その他	1,643	425
投資活動によるキャッシュ・フロー	369,953	178,810

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	23,238	-
長期借入金の返済による支出	516	2,084
株式の発行による収入	699,925	302,600
新株予約権の行使による株式の発行による収入	156,425	-
手数料の支払額	46,454	-
その他	1,420	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	784,720	300,515
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,158	1,055
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	181,830	202,175
現金及び現金同等物の期首残高	177,064	358,895
現金及び現金同等物の期末残高	358,895	156,720

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第3四半期)	自 平成26年6月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月25日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法 木 右 近

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月28日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行について決議し、平成26年3月17日付で払込を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成24年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年3月26日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディビックグループの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メディビックグループが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月25日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

アス力監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法 木 右 近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディックグループの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月28日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行について決議し、平成26年3月17日付で払込を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成24年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年3月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	法 木 右 近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。